



首都圏中央連絡自動車道（海老名IC～八王子JCT間）の 事業認定の申請を行いました。

記者発表資料

国土交通省関東地方整備局と中日本高速道路（株）は、3月8日に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の海老名IC～八王子JCT間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

■事業認定申請に係る経緯

圏央道（海老名IC～八王子JCT間）については、これまで多くの地権者のご協力を得て、約90%※の用地取得を行い、順次工事を推進しています。

一方、残る用地取得については、極めて見通しが立てにくい状況であり、今後も解決の見通しの立たない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

なお、引き続き、任意による用地取得に御理解と御協力を頂けるよう、精一杯努めて参ります。

※平成22年1月末現在

平成22年3月8日（月）

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所、相武国道事務所
中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所、八王子工事事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、横浜市政記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会、八王子記者クラブ、立川市政記者クラブ、相模原記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ、厚木記者クラブ

お問合せ先

1. 圏央道（海老名IC～相模原IC（仮称）間）に関する問い合わせ
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 045-311-2981（代）
副所長（改築） 酒井 洋一 調査課長 松本 光秀
中日本高速道路株式会社 東京支社 厚木工事事務所 046-223-8721
副所長 成瀬 寛信 工務課長 瀬戸 稔和
2. 圏央道（相模原IC（仮称）～八王子JCT間）に関する問い合わせ
国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 042-643-2001（代）
副所長（改築） 徳嵩 公明 計画課長 隅蔵 雄一郎
中日本高速道路株式会社 東京支社 八王子工事事務所 042-645-7511
副所長 樋口 利樹 工務課長 馬淵 一三

1. 圏央道の概要

圏央道は、都心から半径40～60kmの位置に計画された総延長約300kmの自動車専用道路であり、都心から伸びる放射道路を環状に連絡することによって、都心部への交通を分散し、渋滞の緩和が図られます。

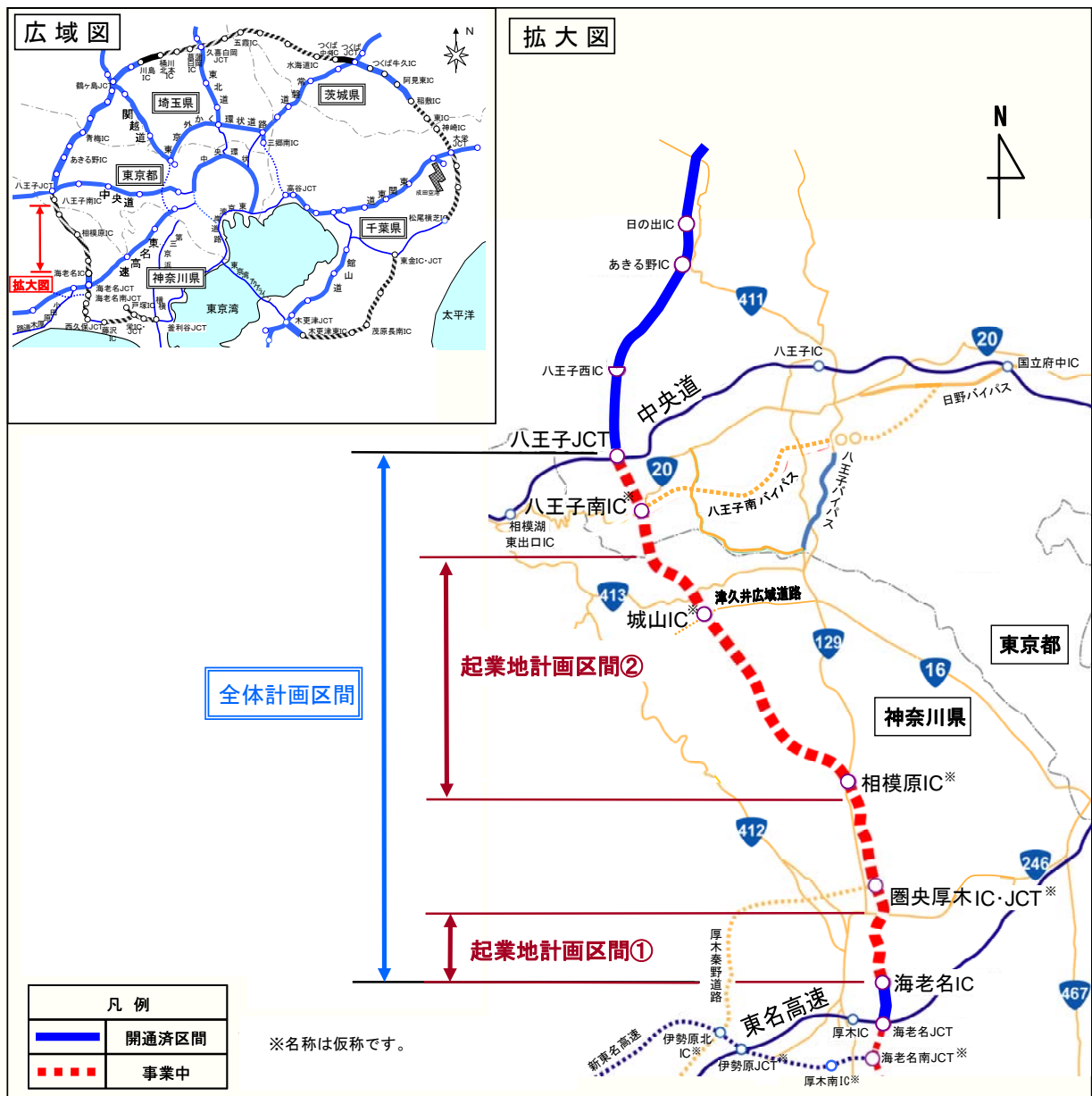
また、海老名ICから八王子JCTまでの開通により、東名高速と中央道が連絡されることになり、先に開通した中央道と関越道との区間と相まって、より広域的な利便性の向上が期待されます。

2. 事業認定申請区間

今回の事業認定申請については、圏央道の機能発揮を考慮し、東名高速から中央道までを全体計画区間としています。

○ 全体計画区間: 神奈川県海老名市中新田字二番河原地内～東京都八王子市裏高尾町地内
(海老名IC～八王子JCT間 L=27.0km)

- ・ 起業地計画区間①：海老名市中新田字二番河原地内～厚木市金田字新神明下地内 (L= 3.1km)
- ・ 起業地計画区間②：厚木市上依知字道珍地内～相模原市城山町川尻字本沢地内 (L=13.9km)



3. 用地の取得状況

用地取得状況			
用地必要面積	取得面積	未取得面積	取得率
812,206㎡	745,150㎡	67,056㎡	92%

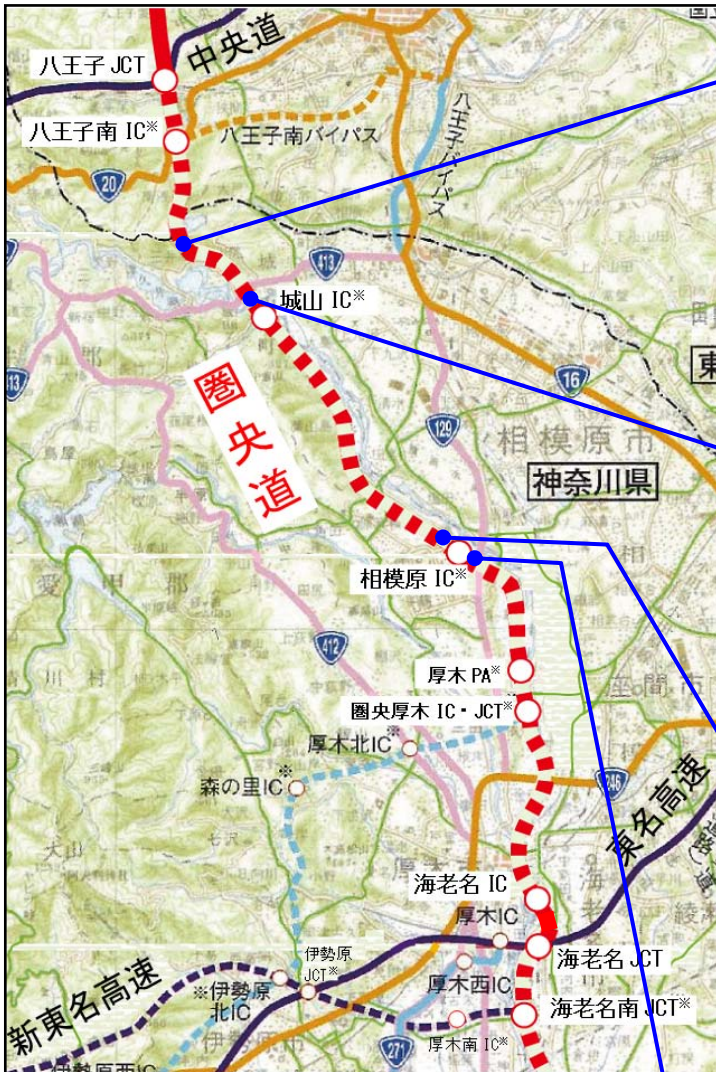
引き続き、任意による用地取得に御理解と御協力を頂けるよう、精一杯努めて参ります。

※起業地計画区間①、②の合計値

※平成 22 年 1 月末現在

4. 工事の進捗状況

圏央道（海老名 IC～八王子 JCT 間）では、トンネルや橋梁等の工事を進めています。



城山八王子トンネル（仮称）工事



相模川橋（仮称）下部工事



相模原IC(仮称)工事

※名称は仮称です。



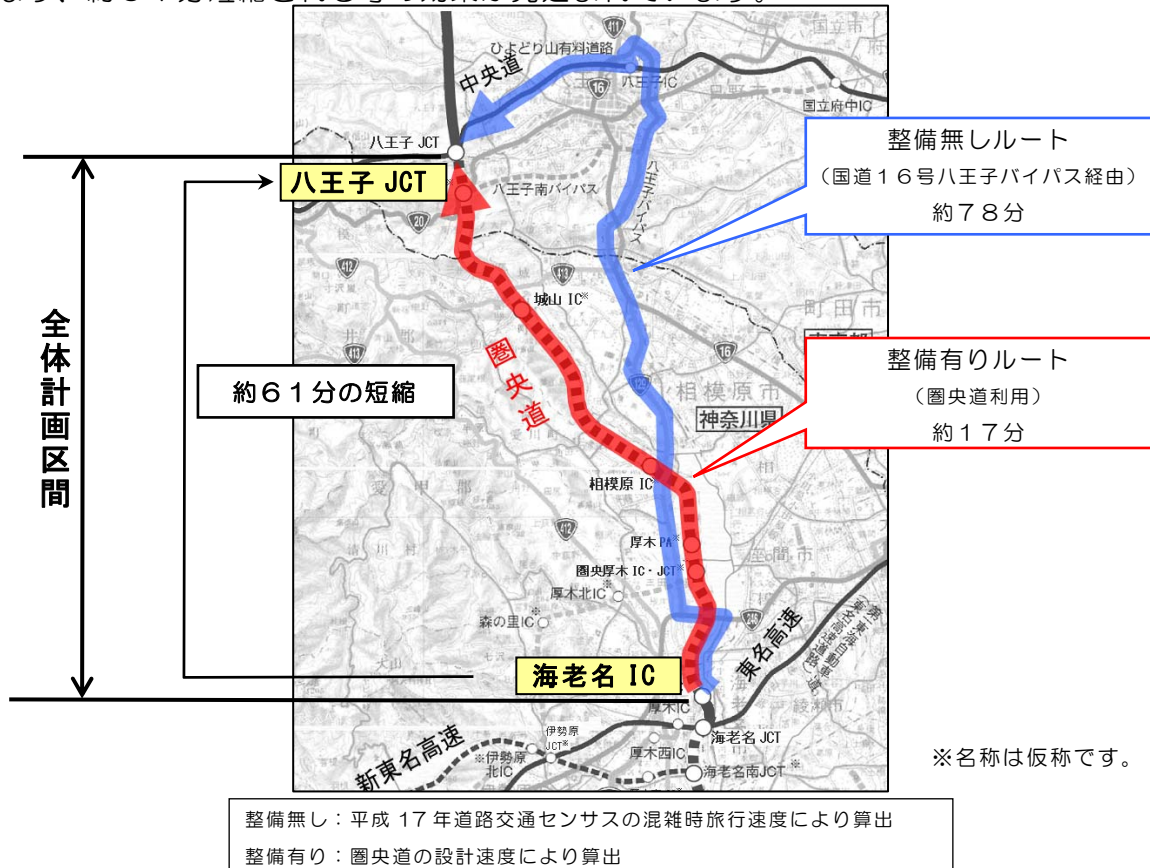
上依知第二トンネル(仮称)工事

5. 期待される効果

① 時間短縮

東名高速～中央道間（海老名IC～八王子JCT間）を含む圏央道が完成することにより、すでに供用済みの区間と合わせ、広域的な高速ネットワークが形成されることとなり、時間短縮効果が見込まれます。

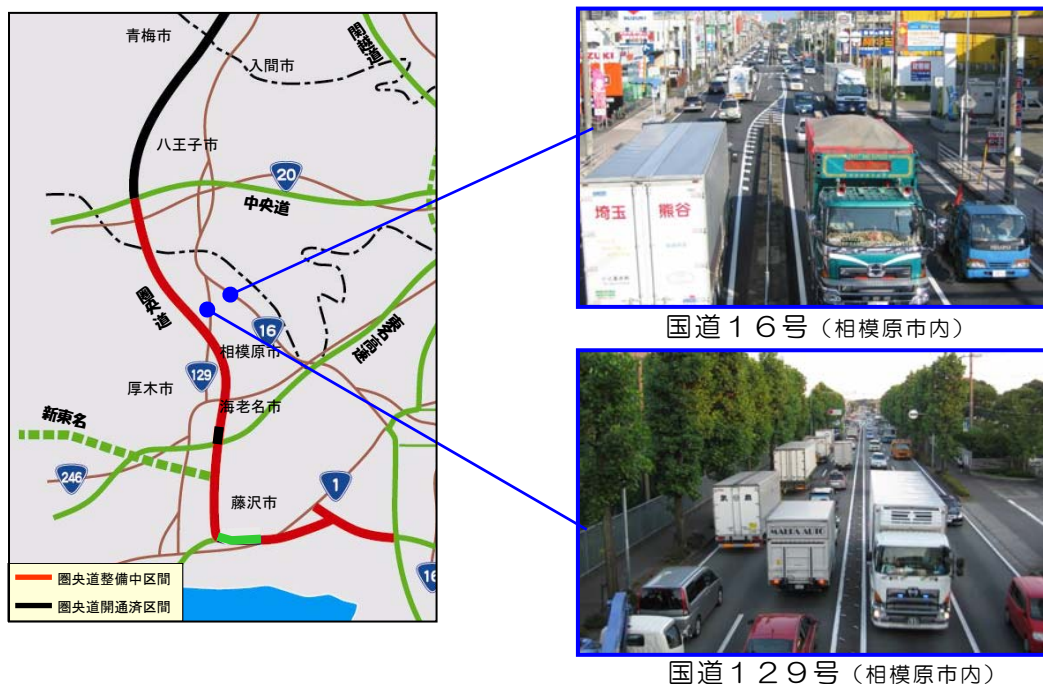
例えば、海老名IC～八王子JCTまでの移動時間は、現況の約78分から約17分になり、約61分短縮される等の効果が見込まれています。



② 安全性の向上

神奈川県厚木市及び相模原市の幹線道路である国道16号、国道129号、国道246号は、各所で慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発しています。

圏央道が整備され、幹線交通を分担することにより、交通混雑の緩和が図られ地域の交通環境の改善が期待されています。



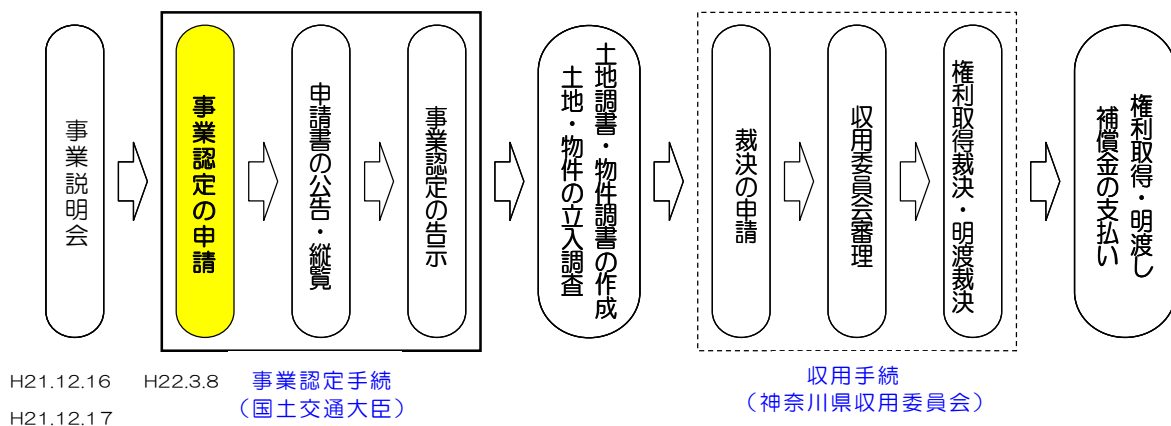
1. 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続きは、この土地収用法の手続きの一つであり、国土交通大臣又は都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があること』について認定する手続きです。

2. 土地収用法の手続きの主な流れ

土地収用法における一般的な手続きを示したものです。



※引き続き、任意による用地取得に御理解と御協力を頂けるよう、精一杯努めて参ります。